

払込金受領証の取扱いについて

公共料金等を事業者から送付される払込取扱票によってコンビニ又は金融機関で支払いを行った場合には、支払先より払込金受領証（下図の太線囲い部分）を受領することになる。この払込金受領証に支出の目的が記載されている場合における政治資金監査上の取扱いについては、政治資金監査に関するQ&A（以下「Q&A」という。）において示している（P3参照）。

一方、払込金受領証に支出の目的が記載されていない場合については、現在のところ取扱いを示してはいないため、当委員会としてどのような対応をとるべきか検討する。

（支出の目的が記載されている払込金受領証の例）

Three examples of payment receipts with payment purposes. The first is a 'Notice of Payment' (払込取扱票) from a water utility. The second is a 'Receipt' (領収書) from a water utility. The third is a 'Receipt' (領収書) from a water utility with a detailed breakdown of charges.

（支出の目的が記載されていない払込金受領証の例）

Two examples of payment receipts without payment purposes. The first is a 'Payment Slip' (払込取扱票) from a bank. The second is a 'Receipt' (領収証) from a bank.

※支払い先によって受け取る部分が異なる場合がある。

1 政治資金監査の方法

政治資金監査においては、その年における国会議員関係政治団体の全ての支出が記載された会計帳簿と、領収書等などの支出の裏付けとなる書面とを突合し、それらの記載事項が整合的であるかどうかを確認することとなる。会計帳簿と突合を行う書面は、以下のとおり。

(1) 領収書等があった場合

登録政治資金監査人は、会計帳簿と全ての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認することとなる。（政治資金監査マニュアルⅤ. 2. 3）

政治資金規正法における領収書等とは、支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面をいう。

(2) 領収書等を徴し難い事情があった場合

国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体の全ての支出について領収書等を徴さなければならないが、領収書等を徴し難い事情があるときは、例外的に領収書等を徴することを要しない。（政治資金監査マニュアルⅤ. 4. (1) 27）

領収書等を徴し難い事情があった支出については、国会議員関係政治団体の会計責任者が作成した当該支出に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書（以下「徴難明細書」という。）を確認する。（政治資金監査マニュアルⅤ. 4. (1) 28）

なお、領収書等を徴し難かった場合のうち、振込みの方法による支出の場合で、金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日が記載されたもの（以下「振込明細書」という。※の例を参照）及び当該振込明細書に係る支出目的書（以下「支出目的書」という。）が提出された場合は、振込明細書及び支出目的書により確認する。ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による追記も含む。）は、当該振込明細書の写しを支出目的書に代えることができる。（政治資金監査マニュアルⅤ. 4. (2) 31）

(3) 会計帳簿と突合を行う書面がなかった場合

(1) 及び(2)に該当しない場合、つまり領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また、徴難明細書にも記載されていない支出(人件費以外の経費の支出に限る。)があった場合は、これらの支出が記載された領収書等亡失等一覧表の提出を会計責任者に求める。(政治資金監査マニュアルV. 2. (2) 8)

なお、必要記載事項に不備のある領収書等に係る支出については、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項が整合的であるかどうかを確認する。

また、当該支出の内容を示す請求書等の書類(以下「領収書等に係る請求書等」という。)が領収書等と一体として保存され、会計責任者から示された場合には、当該領収書等と当該領収書等に係る請求書等とを併せて会計帳簿の記載事項と整合的であるかどうかを確認する。(政治資金監査マニュアルV. 2. (4) 18)

その結果、整合的であることを確認できた場合には、領収書等亡失等一覧表に記載することを求めない。(政治資金監査マニュアルV. 2. (2) 9)

※振込明細書の例

ご利用明細		
ご来店いただきありがとうございます。		
年月日	取扱店番	お取引内容
260715		お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
		口座番号
		お取引金額
*****		¥22,900*

お振込み できない場合	残高	* * *
〒2,32	108*	おつり
お振込先 振込人 振込人		
銀行		
支店		
普通		
様		
様		

2 検討すべき問題点

(1) 問題点

1のとおり、会計帳簿と突合を行う書面が何であるかによって政治資金監査上の対応が異なる場合がある。そこで当委員会では、それがどのような書面に該当すると考えられるのか、Q&Aで考え方

を示している。

支出の目的が記載されている払込金受領証については、Q&AのV-13において、支払先と請求書発行事業者間の代理受領契約の有無によって、領収書等に該当する場合と振込明細書に該当する場合があることを示している。

V-13 公共料金等のコンビニエンスストア等における支払い

Q 公共料金等をコンビニエンスストアや金融機関において支払った場合に、コンビニエンスストアや金融機関が発行する書面は、政治資金規正法上の領収書等に該当するか。

A コンビニエンスストアで公共料金等を支払った場合は、コンビニエンスストアと請求書発行事業者が代理受領契約を結んでいるため、コンビニエンスストアは請求書発行事業者の代理人となります。このため、コンビニエンスストアが支払いを受領したことは、請求書発行事業者が支払いを受領したこととなり、コンビニエンスストアが発行する書面で当該支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、政治資金規正法上の領収書等に該当します。

金融機関において公共料金等を支払った場合において、当該金融機関が請求書発行事業者と代理受領契約を結んでいる場合は、上述のコンビニエンスストアの場合と同様、当該金融機関が発行する書面で当該支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、政治資金規正法上の領収書等に該当します。

また、当該金融機関が請求書発行事業者と代理受領契約を結んでいない場合であっても、当該金融機関が発行した振込明細書で支出の目的、金額、年月日が記載されたもの（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を追記した場合を含む。）は、当該振込明細書の写しを提出することをもって収支報告書と併せて提出しなければならない書面を提出したこととなり、別様で支出目的書を作成し提出する必要はありません。

参考として、このQ&Aの取扱いを図示すると以下のとおり。

（参考）支出の目的、金額、年月日が記載された払込金受領証の取扱い

支払い方法	代理受領契約の有無	払込金受領証の性質	政治資金監査の際に確認する書面	政治資金監査の方法
コンビニでの支払い	有	領収書等	当該払込金受領証	当該払込金受領証のみで確認
	有			
金融機関での支払い	無	振込明細書	①徴難明細書、 ②当該払込金受領証、 のいずれでも可	①徴難明細書で確認、 ②当該払込金受領証のみで確認

払込金受領証に支出の目的が記載されていない場合については、上記Q&Aより、代理受領契約の有無によって必要記載事項に不備のある領収書等に該当する場合と振込明細書に該当する場合が想定される場所であるが、必要記載事項に不備のある領収書等と振込明細書のどちらに該当するのかによって政治資金監査の方法が異なるため（下表を参照）、登録政治資金監査人には、当該書面がどちらに該当するかについての確認が求められることとなる。

しかしながら、コンビニエンスストアで支払った場合の確認方法については明確だが、金融機関で支払った場合については、代理受領契約の有無について払込金受領証には明示されていないため、どちらに該当するかを登録政治資金監査人は外形的に確認することができないことから、現行の取扱いによるだけでは支出の目的が記載されていない払込金受領証についてどのように政治資金監査を行うべきか、登録政治資金監査人が判断できない場合（下表の太線囲い部分）が想定される。

【支出の金額、年月日が記載された（支出の目的が記載されていない）払込金受領証の取扱い】

支払い方法	代理受領契約	払込金受領証の性質	政治資金監査の際に確認する書面	政治資金監査の方法
コンビニでの支払い	有	必要記載事項の記載不備がある領収書等	当該払込金受領証（及び請求書） ※徴難明細書でも可	1（3）のとおり ※徴難明細書の場合は1（2）のとおり
金融機関での支払い	有	必要記載事項の記載不備がある領収書等	当該払込金受領証（及び請求書） ※徴難明細書でも可	1（3）のとおり ※徴難明細書の場合は1（2）のとおり
	無	振込明細書	①徴難明細書、 ②当該払込金受領証及び支出目的書、 のいずれでも可	1（2）のとおり
ゆうちょ銀行での支払い	無	振込明細書	①徴難明細書、 ②当該払込金受領証及び支出目的書、 のいずれでも可	1（2）のとおり

(2) 金融機関及び公共料金等の事業者への調査結果

(1) のとおり、代理受領契約の有無によって政治資金監査の方法は異なることとなるため、金融機関及び公共料金等の事業者に対して代理受領契約の有無、第三者による確認の可否等について聞き取りを行ったところ、以下のような結果となった。

①金融機関

- ・ 公共料金については事業者と代理受領契約を締結している場合が多いが、必ずしも全ての事業者と代理受領契約を締結しているわけではない。
- ・ 代理受領契約の有無によって支払い方法等が異なるものではなく、支払者が代理受領契約の有無を外形的に知ることはできない。
- ・ 支払者が金融機関の窓口等で代理受領契約の有無について問い合わせても、回答に時間を要する場合や、事業者との契約に関する内容であるため回答を得られない場合がある。
- ・ ゆうちょ銀行については、事業者と代理受領契約を締結してはいない。(法令により、国・地方公共団体とは契約を締結する場合がある。)

②公共料金等の事業者

- ・ 金融機関と代理受領契約を締結するかは事業者側の事情によるものであり、全ての事業者が代理受領契約を締結しているわけではない。
- ・ 金融機関と代理受領契約を締結している事業者であっても、ゆうちょ銀行とは代理受領契約を締結していない場合がある。

①、②より、公共料金等を支払う場合には、同じ払込取扱票でも支払先の金融機関によって、払込金受領証が必要記載事項に不備のある領収書等に該当するか振込明細書に該当するかが異なる場合があり、非常に分かりづらい状況にある。

3 問題点への対応

2 のとおり、公共料金等を金融機関で支払い、受け取った払込金受領証に支出の目的が記載されていない場合、現状では登録政治資

金監査人にとって確認のよりどころがないことから、委員会としてどのように対応するか検討する。対応案としては、以下の案が考えられる。

対応案

(案1) 登録政治資金監査人から問い合わせがあった場合に、領収書等を徴し難い事情に該当する場合があると考えられる旨を示す。

(考え方)

- ・ 「領収書等を徴し難い事情」とは、「事実上又は社会通念上客観的に領収書等を徴することが困難な場合」をいう（「逐条解説 政治資金規正法（第二次改訂版）」より）。

公共料金等の事業者を確認したところ、払込金受領証以外に政治資金規正法上の領収書等に該当するような書面の発行を求めても、対応されない場合が想定される。よって、代理受領契約がある場合であっても、払込金受領証に支出の目的が記載されておらず、再発行等を求めても政治資金規正法上の領収書等が得られない場合については、領収書等を徴し難い事情に該当する場合があると考えられる。

また、代理受領契約がない場合は振込みの方法による支出となるが、振込みによる支出で領収書等が交付されない場合には、領収書等を徴し難かった事情に該当するものと考えられる。

- ※ なお、政治資金監査マニュアルでは、領収書等を徴し難い事情の具体例を示しているが（政治資金監査マニュアル V. 4. (2) 31）、2のような場合は政治資金監査マニュアルで示されていない。ただし、示されている場合以外の場合についても、登録政治資金監査人が合理的に判断できる場合には領収書等を徴し難い事情と認めても差し支えないものとしている。（政治資金監査マニュアル V. 4. (2) 32）

(留意点)

- ・ 必要記載事項に不備のある領収書等であるか振込明細書であるかの判別がし難い場合には、徴し難明細書の作成を誘導することになるが、これまで委員会においては、政治団体以外の者が

発行した領収書等に係る請求書等で支出の状況を確認する方が政治資金監査の方法としてより適切なのではないか等の考えのもと、1（3）のような必要記載事項に不備のある領収書等に関する取扱いを政治資金監査マニュアルで定めてきたところであり、徴難明細書の作成を誘導することは、これまでの対応とは異なる対応とも考えられる。

(案2) 2のような場合における支出の目的の確認の方法を、政治資金監査マニュアルで認められている方法のうちいずれか1つに定める（若しくはどちらを用いても差し支えないものとする）。(例えば、振込明細書の場合における支出の目的の確認方法(支出目的書により確認する。)と同様の方法とする。)

(考え方)

- 政治資金監査マニュアルでは、一定の場合において、法令上徴収や作成が義務付けられた書面以外の書面等により支出の状況を確認することが認められており、政治資金監査において「支出の状況を確認できた」とされる場合は、必ずしも法令上徴収や作成が義務付けられている書面が存在する場合に限られていないと考えられる。

よって、当該書面がどちらに該当するか登録政治資金監査人が確認できない場合においても、支出の目的を何らかの方法により確認できれば、政治資金監査において支出の状況を確認できたものとして取り扱うこととしても良いのではないかと考えられる。

(留意点)

- 例えば、支出の目的の追記による確認を認めてしまうと、当該払込金受領証が本来は領収書等であった場合に、領収書等に発行者以外が追記するという適当ではない状態となるなど、政治資金監査に限定されるものではあるが、本来認められない方法による確認を認めてしまうことになりかねない。
- 政治資金監査において、領収書等か振込明細書かの判別がつく場合であっても、必要記載事項に不備のある領収書等であるか振込明細書であるかの確認が十分に行われなくなるおそれがある。
- 政治資金監査での判断にかかわらず、会計責任者は、法令

上の書面の作成義務等は求められることに変わりはない。

- ・ 当該払込金受領証が何に該当するのか分からない以上、当該払込金受領証と支出の目的が記載されたその他の書面が法令上提出義務のある書面であるかは分からない。

対応案の検討に当たっての留意点

案1、案2のいずれでも、上記の留意点に加え、登録政治資金監査人が実際に用いている確認の方法を変更させることになり得ることから、対応案の採否に当たっては慎重な判断が求められるものと考えられる。

なお、上記対応案の採否にかかわらず、2(2)のとおり代理受領契約の有無が当該書面に示されていないこと等から、その有無について判断するための基準を示すことはできないが、委員会で確認できた事例があれば示していくこととすることが考えられる。

ただし、2(2)のとおり、ゆうちょ銀行は事業者と代理受領契約を締結することはないとのことから、ゆうちょ銀行で支払った場合に受領する支出の金額及び年月日が記載された払込金受領証については振込明細書に該当すると考えられる旨を示すことは可能であるが、これ以外の事例を示すことは現時点では困難であると考えられる。